

基本診療料・特掲診療料の施設基準に係る揭示事項

○医療情報取得加算について

当院は、電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている医療機関として、以下の体制を整えております。

- ・健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有しています。
- ・受診した患者様に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う体制を有しています。

○医療DX推進体制整備加算について

当院では、医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しております。

- ・診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を診察室等で閲覧または活用できる体制を実施しています。
- ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

○外来腫瘍化学療法診療料について

- ・専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時1名以上配置され、患者から電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
- ・急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っております。
- ・実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的に開催しています。

○院内トリアージ実施料について

当院では、夜間・休日または深夜に受診される患者さまに対して、医師又は看護師が来院後すみやかに患者様の状態を評価し、緊急度区分に応じて診療の優先順位付け（院内トリアージ）を実施し院内トリアージ実施料を算定しています。トリアージの結果により、緊急度が高い患者さまを優先して診察する場合があります、順番が前後する場合がありますのでご理解の程お願いいたします。

○一般名処方加算について

現在、一部の医薬品にて十分な供給ができない状況となっております。そのため、医薬品の供給が停滞することにより治療が中断することのないよう、患者さんへ十分に説明したうえで、処方せんを発行するにあたり、「一般名処方」を実施しております。これにより、保険薬局は製薬会社、先発品、後発品に関わらず、柔軟に調剤を行うことができ、薬物治療を滞りなく行うことができます。

一般名処方を行う際には状況や趣旨をご説明致しますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。